

有明工業高等専門学校学生懲戒等に関する規程

(趣旨)

第1条 有明工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）、有明工業高等専門学校学生準則及び有明工業高等専門学校学生心得（以下「学生準則等」という。）に違反した学生に対する懲戒・指導（以下「懲戒等」という。）を行う場合は、この規程によるものとする。

(懲戒等の種類・内容)

第2条 学則第38条に定める懲戒の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を喪失させる。
- (2) 停学 学則第38条第1号又は第4号に該当するが、退学に至らないと認められる者に対して謹慎させ、反省を促す。停学は自宅内謹慎とするが、教育的配慮として学内謹慎が適当であると認められた場合はその限りではない。
- (3) 訓告 学則第38条第1号又は第4号に該当するが、停学に至らないと認められる者に対して、対象となった行為を戒め、反省を促す。
- 2 前項の懲戒は、保護者等同席の下、校長がこれを行う。
- 3 第1項第2号の停学期間は在学年限及び修業年限に含めるものとする。
- 4 学則、学生準則等に違反するが懲戒に至らないと認められる場合については、当該学生に反省を促すため、説諭又は嚴重注意により指導を行う。
- 5 前項の説諭は、保護者等同席の下、学生主事（専攻科生が対象となる場合については「専攻科長」に読み替える。以下同じ。）がこれを行い、嚴重注意は、学生主事又は学生副主事（専攻科生が対象となる場合については「副専攻科長」に読み替える。）がこれを行う。

(懲戒等の対象行為)

第3条 懲戒等の対象となり得る行為は、次の各号のとおりとする。

- (1) 法令に違反する行為（交通事故・違反を含む）
- (2) いじめ及びハラスメントに該当する行為
- (3) 試験における不正行為
- (4) 飲酒・喫煙及び飲酒・喫煙ほう助
- (5) 情報倫理に反する行為（インターネットの不適切な使用など）
- (6) その他、学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を失墜させる行為

(懲戒等の指針)

第4条 前条に掲げた行為に対する懲戒等の標準的な量定は別表のとおりとする。ただし、具体的な量定の決定に当たっては、対象となる行為の動機、結果や対応、故意・過失の度合い、他の学生や社会に与える影響及び日頃の態度等も含め総合的に勘案する。

- 2 過去に懲戒等を受けた者が、繰り返し懲戒等に相当する行為を行った場合は悪質であるとみなし、より重い懲戒等を行うことができる。特に停学処分及び訓告処分に相当する行為を繰り返し行った場合は次の各号のとおりとする。
 - (1) 停学処分を2回受け、さらに停学処分相当の行為があったときは、退学を命ずることがある。
 - (2) 訓告処分を3回以上受け、改善の見込みがない者は、退学を命ずることがある。

(懲戒等の対象となる行為の調査)

第5条 学生主事は、第3条に掲げられた懲戒等の対象となる行為を知り得た場合は、校長へ報告するとともに、学生委員会（専攻科生が対象となる場合については「専攻科委員会」に読み替える。以下同じ。）委員で調査する。

- 2 学生主事は、必要に応じて学生委員会委員以外の教員を調査に加えることができる。
- 3 調査に当たっては、懲戒等の対象行為を行った学生及び関係者に対する事実確認を行うなど、十分な調査を行う。

- 4 調査及び事実確認を行うに当たって、懲戒等の対象行為を行った学生に対して弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒等の手続)

第6条 学生に対する懲戒等は、前条の調査結果及び対象となる学生の弁明を踏まえて、原則として第4条の規定に従い学生委員会で審議し、校長がこれを決定する。ただし、学生委員会の審議により明らかに懲戒に当たらないと判断される場合は、学生主事の判断により説諭又は嚴重注意による指導を行うことができる。

- 2 前項において、停学が相当であると判断される場合は、停学期間についても併せて学生委員会で審議し、校長がこれを決定する。

第7条 停学の処分を受けた学生について、懲戒の対象となった行為に対する反省の程度や学習意欲等を総合的に判断し、前条第2項で決定された停学期間を延長あるいは短縮することが適当であると認められる場合は、学生委員会の審議を経て、校長が停学期間の延長又は短縮の適否を決定する。

(懲戒等と学籍異動)

第8条 懲戒等の対象となる行為により、調査対象となった当該学生から懲戒処分の決定前に退学の願い出があった場合には、原則これを受理しないものとする。

- 2 停学処分となった学生から当該停学期間を含む休学の願い出があった場合には、これを受理しないものとする。
- 3 休学中の学生に対して停学処分を命じる場合は、当該学生の休学許可を取り消すものとする。

(懲戒の公示)

第9条 懲戒を受けた学生については、その事由及び処分内容等を公示する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 有明工業高等専門学校学生懲戒内規（昭和41年4月1日制定）は、廃止する。

別表（第4条第1項関係）

懲戒等の標準的な量定

懲戒等の対象となる行為	懲戒処分			指導	
	退学	停学	訓告	説諭	厳重注意
(1) 法令に違反する行為*（交通事故・違反を含む）	○	○	○		
※ 軽度の交通違反				○	○
(2) いじめ及びハラスメントに該当する行為	○	○	○		
(3) 試験における不正行為		○			
(4) 飲酒・喫煙及び飲酒・喫煙ほう助**		○	○		
(5) 情報倫理に反する行為（インターネットの不適切な使用など）	○	○	○		
(6) その他、学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を失墜させる行為	○	○	○	○	○

* 暴力脅迫行為，詐欺行為，窃盗，凶器所持，薬物使用・売買・所持，買春売春行為，破廉恥行為 等。

** 20歳以上の者も対象とする。（ただし，専攻科生の飲酒・喫煙については，懲戒等の対象となる行為から除外する。）

(3)，(4)の行為についても悪質性や状況によっては，退学も含めた処分を行うことがある。